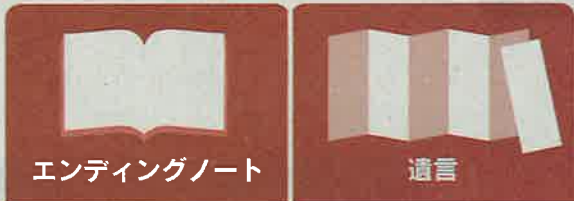


### エンディングノートと遺言の違い



形式	自由	法定あり
内容	自由	財産や相続のこと
法的効力	なし	あり
費用	なし。 ノート代など	自筆証書遺言 なし。ノート代など
		公正証書遺言 財産価値により 30万~50万円

### エンディングノートの内容の例

- 個人情報**  
かかりつけ医、交友関係、パスワード
- エンディングの希望**  
終末期医療、葬式・墓、遺産・遺品
- メッセージ**  
家族らへの思い、相続に関する考え方
- 財産整理**  
金融機関、生命保険、不動産、負債

# 学んで お得

## ＊ エンディングノート

人生の後半期以降について書き残すエンディングノート。将来、残された家族の負担やトラブルも減らせる。法律で手続きなどが定められた遺言と違い、自由な書式で手軽に始められるのが特長だ。書き方のポイントや注意点を覚えておこう。

# 今の「遺志」 気軽に記録

エンディングノートは市販のノートで  
手軽に書き始められる



千葉県某会社員、入沢充明さん(55)はエンディングノートを書き始めた。亡き父が残した薄いB5ノートに、葬儀の希望、死亡したときに知らせてほしい人の名簿、財産の記録などが書いてあり、助けられたからだ。「どこにどんなお金があるか、相続の希望も残してきていたので、遺産トラブルもなかった」

父を見習い、数百円のノートを購入し、残された家族が困らないよう「葬儀やお墓のことから、保険や不動産などの資産」について少しずつ書いておくつもりだ。「遺言と違って法的効力がないので、今の考えを気軽に、何度でも書き直せる」。ノートの存在

は夫婦で共有し、保管場所も決めた。

入沢さんは「加筆修正したら日付を記入」をルール化した。父は2冊ノートを残していたが、日付がなかったため、どちらが最新版か分からず困ったという。パソコンを使わないのは、加筆修正を明確にするためだ。パソコンにはパスワードを設定しており、万が一の際に、家族が見られない可能性も考慮した。

少子高齢化を背景に、終末期医療や介護など老後のお金にも計画性が必要だ。終活をサポートするNPO法人「ら・し・さ」(東京・中央)副理事長でファイナンシャルプランナーの山田静江さんは

「お金の終活は60歳になったら考えるべきだ」と指摘する。山田さんは、まずこれまでの人生を振り返る「ライフプランの書き出し」を勧める。自身史を俯瞰することで将来を考えるきっかけになり、エンディングの希望がはっきりしやすいという。

書く内容は自由だが、病歴や交友関係など「個人情報」、預貯金や生命保険など「財産の整理」、葬式の方法など「エンディングの希望」、家族やお世話になった人へのメッセージなどが考えられる。「今後の希望や財産は変化するため、5年に1回程度見直すのがいい」(山田さん)。

せっかくエンディングノートを書いて家族が知らなければ意味がない。「大事だからと、家族がすぐに確認できないうちに銀行の貸金庫に預けたり、金庫にしまったらいい」と山田さんは助言する。

財産を残す身として、相続を巡るトラブルは避けたい。遺産相続に詳しい弁護士法人ALG&Associates(東京・新宿)の弁護士、谷川聖治さんは「相続争い防止には法的効力のある遺言が望ましいが、ハードルが高い。まずはエンディングノートに整理してみよう」と話す。

法律上の遺言は費用もかかる。弁護士などが作成する公正証書遺言は、財産の価値によるが、弁護士費用や公証人の費用を合わせて30万~50万円が相場だ。エンディングノ

ートの場合はせいぜいノート代程度。項目などが整理された市販の書き込み式でも1000~1500円前後だ。

法律上の遺言と違い、エンディングノートは書式などは自由だが、谷川さんは自筆証書遺言と同様に「全自筆・日付・押印」の条件を満たさよう勧める。遺言の補助的な役割が認められる場合もあるからだ。「書き込み式は『全自筆』とみなされない可能性がある。注意(谷川さん)だが、過去に手帳の文章が遺書代わりになったケースもあったという。

相続トラブルになった場合、多額の弁護士費用なども必要になる。谷川さんは「エンディングノートでも本人の遺志が明確に伝われば、遺産分割など法律上の早期解決につながりやすい」と指摘する。トラブルに至らない場合も、遺産を探し回るなどの手間は確実に省ける。

法律上、相続の権利が生じる「法定相続人」の範囲と、生前の人間関係は必ずしも重ならない。従来は「家」単位だった葬式やお墓を巡る選択肢も多様化している。残された大切な人たちの悩みを減らすためにも、エンディングの「遺志」を書き残すことを検討してはいかがだろうか。

(ライター 児玉 奈保美)

あなたの家計の悩みをメールでお寄せください。  
plu  
st@nex.nikkei.co.jp